

判例から学ぶ医療と法 — 第62回

「インターネットブログにおける名誉棄損」

東京地裁平成24年11月27日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所

弁護士 伊藤 敬文

◆事案の概要

原告は美容外科などを診療科目とする診療所（以下「本件診療所」という）を経営する医師である。被告は本件診療所の患者であり、平成18年6月から約2年間にわたり、各種の美容外科手術（以下「本件各手術」という）を受けてきたが、平成20年6月を最後に通院をやめた。

被告は、かねてより存在し、被告も閲覧していたインターネット上のブログ（以下「本件ブログ」という）の管理人に、本件各手術に関する情報を資料とともに提供し、これを基にした記事を本件ブログに掲載するよう依頼した。同記事は、平成22年1月から8月にかけて本件ブログに複数回掲載された（以下「本件記事」という）。

また、本件記事の掲載とは別に、被告は原告に対し、平成22年6月から9月にかけて、3度にわたって書簡（以下「本件書簡」）を送付した。

原告は、これら一連の被告の行為が不法行為に当たるとして、これにより被った精神的苦痛に対する慰謝料相当額150万円の賠償を求めて提訴した。

◆判決の要旨

裁判所は次のとおり判断し、被告に対し100万円の損害賠償を命じた。

1. 名誉毀損等の成否

(1) 本件記事の掲載について

本件記事の内容につき、①頼んでもいない首のリフトアップ手術を行ったこと②本件各手術の結果、被告には耳が下垂し首を絞められるような苦しさが続くなどの症状が生じたこと③②の被害について相談した3人の弁護士が、いずれも訴訟になれば必ず勝ると断言していること④示談

交渉では原告の態度が豹変し、自らの非を一切認めず、高圧的な口調で罵声を浴びせたこと⑤④のような原告の態度は、他の患者による証言と共通していることなどの事実を摘示したうえ、原告につき、現在の医療水準に達しない低レベルの知識と技術しか持ち合わせておらず、医療倫理を無視した金もうけ主義の悪徳医師である旨の意見ないし論評を行うものと認められる。その内容に照らし、一般読者の普通の注意と読み方を基準として、原告の社会的評価およびその業務についての信用を低下させるものであることは明らかである。

また、前記①、③ないし⑤は真実であるとは認められず、真実であると被告が信じるにつき相当な理由があったとは認められない。

さらに、本件記事の掲載は、被告が希望する示談金の支払いを原告に強いることに重要な目的があったと認められるとして、専ら公益を図る目的でなされたとも認められない。

その他、本件ブログへの本件記事の掲載をもって公然と事実を摘示したとはいえないなどの被告の主張¹⁾を排斥し、本件記事の掲載が、原告の社会的評価および信用を低下させる違法な行為であると判断した。

(2) 書簡の送付について

本件書簡につき、原告に対し和解金として180万円を請求し、これに応じなければ訴訟を提起してその5倍から15倍の金額を請求するとともに、本件ブログ上での本件記事の掲載を継続するなどし、そうなれば原告の悪評が広がって診療所の経営が立ち行かなくなる旨を告知するものである。本件記事の内容が前記のとおりである

ことなどからすれば、本件書簡は不当な不利益を及ぼすことを告知して和解金の支払いを強要するものであり、示談交渉の方法として社会通念上許容される限度を大きく逸脱するものと言わざるを得ず、その送付行為は違法性を有する。

(3) 小括

これら、それ自体違法な行為を中心として、インターネット上で行う誹謗中傷行為の取りやめと引き換えに、自己の希望する示談金を支払うことを原告に求めた被告の一連の行為には違法性があり、被告は原告に対し不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

2. 慰謝料の額

本件記事の掲載により、患者などから苦情等が寄せられるなど、現実に原告の社会的評価や信用は毀損されたこと、これに伴い本件診療所では有形無形の経済的損失が発生したものと推認されること、本件書簡を受領し、本件記事の存在を認識したことで、原告は、被告の要求に応じなければ不当な不利益が及ぼされることに畏怖し困惑したと認められるとし、その他一切の事情を考慮すると²⁾、被告の違法行為によって原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料の額は100万円とするのが相当である。

◆この判決をどう理解するのか

今回はインターネットのブログにおける誹謗中傷と名誉毀損について取り上げた。近時相談を受けることが増えてきたケースである。

名誉毀損とは、人の名誉すなわち社会的評価を低下させる表現行為をいい、被害を受けた者からは、名誉毀損罪（刑法230条1項）で告訴したり、不法行為として損害賠償請求をしたりすることが考えられる³⁾。本件は後者の民事上の損害賠償請求がなされた事案である。

もともと、人の社会的評価を低下させる行為があった場合でも、その行為が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図る目的に出た場合において、摘示された事実が真実であることが証明された場合には違法性がなく、仮に摘示された事実が真実でなくても、行為者においてその重要部分について真実と信ずるにつき相当の理由がある場合には故意過失がなく、不法行為は成立しないとされる⁴⁾。

本判決も、基本的にこの枠組みに従って、まず本件記事の掲載が原告の社会的評価を低下させる行為であると認定したうえ、専ら公益を図る目的に出たものか否か、摘示された事実が真実であるか否かおよび真実であると信ずるについて相当の理由があるか否かを検討し、違法な名誉毀損行為であると判断している。

本判決では、結論として100万円の損害賠償請求を認めており、低額であると思われるかもしれない。しかし、同金額もあくまでも本件書簡の送付と合わせた一連の行為による精神的苦痛に対する慰謝料であることに注意が必要である。本判決が慰謝料の算定の基礎として挙げる事情（前記2）からすれば、単にインターネットブログ上に診療所などを誹謗中傷する記事が掲載されたのみであれば（もちろん記事の内容にもよるだろうが）、慰謝料の金額はさらに低額になる可能性がある。実際に、インターネット上の自身のホームページなどに他人に対する誹謗中傷を掲載した事案で、数十万円程度の慰謝料しか認められなかったものも少なくない⁵⁾。

◆この判例からどう学ぶか

- ① インターネット上の各種書き込みは名誉毀損になりうるが、真実性などの要件を満たす場合には不法行為は成立しない。
- ② 慰謝料額はそれほど高額になりにくい。

- 1) 裁判所は、本件ブログは不特定多数人が閲覧することが可能であり、現に相当数の不特定人に閲覧されたと認められ、そこからさらに不特定多数人に伝播する可能性も認められるとして、公然性が認められるとした。
- 2) 裁判所は、本件記載(1)②とおおむね同様の事実が認められ、それについて原告の責任があるかはともかくとしても、被告が原告の手術に対して不満を抱き、責任追及をしようと考えたのはやむを得ない面があり、その限りで被告の不法行為は専ら私利私欲に駆られて金銭を要求する事案とは異なるとし、慰謝料の算定にあたって考慮した。
- 3) その他民法723条に基づく削除請求なども考えられる。
- 4) 最判昭和41年6月23日。
- 5) 東京高判平成21年6月17日、千葉地裁松戸支部平成21年9月11日判決など。